

## 震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱いの事務処理手引

### 第1 総則

この手引は、消防法（昭和23年法律第186号）第10条第1項ただし書きの規定による危険物の仮貯蔵又は仮取扱い（以下「仮貯蔵等」という。）について、震災時等により、通常の手続きによることが適当でないと認める場合に運用する「震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策及び手続きに係るガイドライン」（平成25年10月3日付け消防災第364号・消防危第171号中別紙1。以下「ガイドライン」という。）に係る事務の処理方法その他必要な事項について定めるものである。

### 第2 震災時等における仮貯蔵等の事前対策

震災時等における仮貯蔵等の事前対策については、次によるものとする。

#### 1 安全対策の事前協議

震災時等における仮貯蔵等の安全対策について事前に相談があった場合は、所轄消防署（以下「署」という。）において協議し、次により指導すること

- (1) ガイドライン第1によること
- (2) 「災害時に可搬式の給油設備を移動タンク貯蔵所に接続して給油等を行うための仮取扱いの実施計画について」（平成30年12月18日付け消防危第226号中別紙）によること
- (3) 「震災時等における給油取扱所での緊急用ポンプの取扱いについて（通知）」（令和3年3月31日付け消規第711号。以下「緊急用ポンプ通知」という。）によること

#### 2 実施計画書の作成及び届出

実施計画書の作成については、次により指導し、別記第1号様式「危険物の仮貯蔵・仮取扱い実施計画書」（以下「実施計画書」という。）を所轄消防署長（以下「署長」という。）あて2通届出させること。実施計画書の内容に変更があるときも同様とする。

- (1) ガイドライン第2(1)中別添「仮貯蔵・仮取扱い実施計画書（例）」によること
- (2) 前項第2号によること
- (3) 緊急用ポンプ通知中別添「仮貯蔵・仮取扱い実施計画書（例）」によること
- (4) 掲示板については、大阪市危険物等規制規則（昭和53年規則第106号。以下「市規則」という。）第2条第3項の規定を準用すること

#### 3 実施計画書に係る事務処理

前2の実施計画書は、署において、次により処理するものとする。

- (1) 別記第2号様式「実施計画書受付処理簿」（以下「受付処理簿」という。）により受付し、会計年度ごとに順次番号を付けること
- (2) 実施計画書の内容を確認し立入検査実施規程（昭和55年消防長達第9号。以下「立入検査規程」という。）に定める立入検査又は現地調査を行い、火災予防上支障がな

いと認めたときは、次によること

- ア 保管する1通の実施計画書に、大阪市火災予防条例執行規程（昭和38年消達第1号）第1号様式のイによる申請・届出事務処理票（以下「事務処理票」という。）を添付のうえ、事務処理票の経過記事欄に処理した旨を記載すること
  - イ 返付する1通の実施計画書には、收受印を押印し、消防情報システムによる受付番号を記載したうえ、届出者に手交し、受領確認のため事務処理票の経過記事欄に氏名を記載させること
- (3) 実施計画書の内容に支障があると認めたときは、届出者に必要な指示を行い、是正させたのち前(2)により処理すること
  - (4) 実施計画書は、立入検査規程第10条に定める検査対象物関係資料として保管すること

### 第3 震災時等における仮貯蔵等の承認申請の手続き等

消防局長（以下「局長」という。）が、震災時等により、市規則第2条及び大阪市危険物規制等事務処理要綱（昭和53年消防長訓（危）第31号。以下「要綱」という。）の規定による承認手続きによることが適当でないと認めた場合、署長は、次により処理することができる。

#### 1 電話等の通信手段による申請

(1) ガイドライン第2(2)の電話等による申請については、実施計画書が事前に提出されており、実施計画書と申請内容に相違がないもので、次のいずれかに該当する場合に申請することができる。

- ア 発災直後等により、署へ仮貯蔵等の承認申請を直接行ういとまがない場合
- イ 交通手段の確保が困難で来署できない場合
- ウ その他、署長が認める場合

(2) 前(1)により申請された後で来署が可能となった場合は、速やかに危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号。以下「危規則」という。）別記様式第1の2の申請書（実施計画書を添付）を2通提出させ、第3.3により処理すること

#### 2 電話等の通信手段による申請に係る事務処理

前1(1)の申請については、次により処理するものとする。

- (1) 実施計画書と前1の申請内容に相違がないことを確認後、消防情報システムに必要事項を入力し申請者に承認年月日番号を付与すること
- (2) 事務処理票及び受付処理簿に必要事項を記載すること
- (3) 機会を捉えて現地調査を実施し、安全の確認を行うこと

#### 3 危規則別記様式第1の2の申請書に係る事務処理

危規則別記様式第1の2の申請書の提出があったときは、次によるものとする。

- (1) 要綱に基づき処理すること。ただし、要綱第9条第1号の立入検査及び現地調査に

については、前2(3)によることができること

(2) 受付処理簿に必要事項を記載すること

#### 4 通信手段等が困難な場合の事務処理

ガイドライン第2.(3)については、実施計画書が事前に提出されており、実施計画書と相違がないことを署長が認めた場合、前2から3までにより処理するものとする。

#### 5 反復承認に係る事務処理

ガイドライン第2.(4)の承認については、大阪市危険物規制審査基準(平成30年3月16日付け消規第1186号)第2章第2節第1.1(1)ただし書きに該当する場合に適用が可能となり、ガイドライン第2.(4)の留意事項について指導し、前1から3までにより処理するものとする。

### 第4 臨時的な危険物の貯蔵等

ガイドライン第3.1の臨時的な危険物の貯蔵等については、署において、ガイドライン第3による他「危険物施設の震災等対策ガイドライン」(平成26年5月23日付け消防危第136号中)により指導するものとする。

### 第5 その他

ガイドライン第4.2の措置等について、局長は災害状況等を踏まえて必要に応じて検討をおこない、署長あて通知するものとする。